

各町会長・自治会長 様

墨田区地域力支援部長
関口 芳正

まん延防止等重点措置に伴う対応等について

日頃より、地域活動推進事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本日からまん延防止等重点措置が適用されました。これを受け、区長から区民の皆様へ新しいメッセージ（別紙）が発せられましたのでご高覧ください。

各町会・自治会におかれましても日頃から感染予防にご留意いただいているところではございますが、改めて対応にご配慮いただきますようお願いいたします。

1 町会・自治会活動にあたって

町会・自治会におけるイベントや集会等につきましては、東京都の緊急対応の趣旨を十分に踏まえ、感染拡大防止の徹底や延期など、状況に応じて適切にご対応くださいますようお願いいたします。

【参考】東京都におけるまん延防止等重点措置（東京都防災ホームページ抜粋）

[都民向けの要請]

(外出・移動等)

- 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

- 不要不急の都道府県間の移動は、自粛すること（法第24条第9項）
ただし、「対象者全員検査」制度（※）を活用し、検査結果が陰性であった場合を除く

※「対象者全員検査」制度

＝緊急事態措置やまん延防止等重点措置等により東京都が人数制限等を要請した場合に、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、感染リスクを低減させ、飲食店やイベント等における人数制限等を緩和することができる制度

(飲食店等の利用、会食等)

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
(法第31条の6第2項)

- 飲食店等の利用の際、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること
(法第24条第9項)

ただし、認証店において「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可とする

- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛すること（法第24条第9項）

(その他)

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底すること（法第24条第9項）
- 感染に不安を感じる者は、検査を受けること（法第24条第9項）

2 ご対応いただく期間

令和4年1月21日(金曜日)0時から2月13日(日曜日)24時まで
(東京都のまん延防止等重点措置に係る期間と同期間)

3 その他

今般の感染拡大状況とまん延防止等重点措置等を踏まえ、一層のご配慮をいただきたく、参考に区の貸出施設における当該措置期間の取組をお知らせします。

- (1) 21時以降の延長利用ができないほか、カラオケ設備の利用は休止となります。
- (2) 酒類の持ち込み、飲食、会食については、長時間におよぶ飲食等、感染リスクの高い行動を避けるよう、利用者への注意喚起を行います。
- (3) 特に地域集会所における酒類の持ち込み、飲食、会食については自粛をお願いすることとなります。

町会員の皆様には、引き続き十分に健康にご留意いただくとともに、感染拡大の防止に向けた取組について、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

【担当】 墨田区地域活動推進課 一色・岡澤 電話：03-5608-3661